



令和2年度ベビーシッター派遣事業【割引券】特例措置をご利用の方へ

ベビーシッター派遣事業【割引券】は、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に関連して利用した場合、以下の特例措置の対象となります。

以下のことにご留意の上ご使用くださいますようお願いいたします。

*利用対象

○新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校・保育園等が休校・休園等になっていることに伴い保護者が仕事を休んだり、放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用することが必要となった場合に、特例措置の対象となります。

○通常の場合と同様、仕事のためにベビーシッターを利用した場合に割引券が使用できます。保育の場所は、利用者のご自宅（家庭）に限ります。保育園、学童保育等からご自宅への送迎時も使用できますが、ご自宅以外の場所間の送迎時には使用できません。 ※家事支援には使えません。

○通常の場合と同様、ご両親共にお仕事をしている家庭に限ります。

*利用対象児

通常の場合と同様、割引券が使用できる対象児は、原則として小学校3年生までのお子さんです。

*使用枚数の上限

1日 対象児童一人5枚

1家庭 1カ月120枚 年間 上限なし

*特例措置のご利用割引券の記入

割引券が手元に届きましたら必ず裏面の「事由欄」に休校等の理由を記入してください。

記載例： ○月○日△△保育園休園のため など

記載のないものは特例措置分としての使用は出来ませんのでご注意ください。

詳しくは記載例をご確認ください。

*所得税の取扱いについて

割引券の利用が特例措置の対象となる場合、その割引料は非課税所得となります。

なお、通常の場合は、税務上課税対象の所得となり、所得税法上「雑所得」に区分されます。確定申告をする必要もありますことをご留意ください。

ご不明な点がございましたら、お勤めの会社の担当者にお尋ねください。

取扱事業者等の確認は…

公益社団法人全国保育サービス協会 URL <http://www.acsa.jp/>

内閣府 URL https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html

